

# 加東市総合種目体育大会開催のお知らせ



加東市体育協会では、下記の日程で総合種目体育大会を開催します。参加申し込みや観戦に関する問い合わせは、下表に記載の各協会役員までご連絡ください。

※一部に、参加資格・条件のある種目・申し込みが既に締め切られている種目があります。

種目	開催日時	大会名	会場	参加費	参加資格	申込期限	申し込み・問い合わせ
水泳	10月7日(土) 9時~15時	第3回加東市水泳選手権大会 兼加東市総合体育大会	やしる会館 室内温水プール	400円~	協会が認めた者	受付終了	水泳協会事務局 伊藤 ☎44-0031
テニス	10月8日(日) 予備日9日(月・祝) 9時開始	第12回加東市民 テニス大会(ダブルス)	社第2グラウンド テニスコート	1チーム2,000円 ※中高生のみ チームは無料	加東市在住・在勤・在学 の方と協会登録チーム	受付終了	テニス協会 藤井 ☎090-3920-5061
家庭 バレーボール	10月15日(日) 9時~16時	第25回選手権大会	滝野総合公園 体育館スカピア	無料	連盟が認めた者	10月9日 (月・祝)	家庭バレーボール連盟 長谷川 ☎090-4648-7267
グラウンド ゴルフ	10月20日(金) 13時30分~16時	加東市グラウンド・ゴルフ 協会秋季大会(教育長杯)	社第3グラウンド	無料	加東市グラウンド・ ゴルフ協会会員	10月10日(火)	グラウンド・ゴルフ協会 宮田 ☎42-0424
ペタンク	10月22日(日) 8時30分~12時30分	加東市オープン体育 ペタンク大会	社第1グラウンド	1人500円	加東市在住・在勤・ 在学の方	10月20日(金)	ペタンク協会 亀野 ☎42-2260
バドミントン	10月22日(日) 8時30分~18時	第12回加東市民 バドミントン大会	滝野総合公園 体育館スカピア	1人1,000円	加東市在住・在勤・ 在学(高校生以上)の 方・市内クラブ在籍者	10月8日(日)	バドミントン協会長 小川 ☎090-9611-6613 電子メール chusan-1231@iris.eonet.ne.jp
ソフトボール	10月22日(日) 予備日11月12日(日) 9時開始	第11回総合体育大会 (ソフトボールの部)	社第3グラウンド サッカー場	1チーム2,000円 ※協会登録チーム除く	成年男子のチーム ※女子可。ただし ピッチャーは不可。	10月17日(火)	ソフトボール協会 事務局長 小林 ☎090-1449-2967
アーチェリー	11月3日(金・祝) 9時30分~15時	第17回かとうオープン アーチェリー大会	播磨中央公園 アーチェリー場	一般2000円 高校生1,000円 中学生以下500円	特になし	10月10日(火)	アーチェリー協会事務局 野瀬 ☎090-2709-6150
剣道	11月5日(日) 9時~17時	第11回加東市民 剣道大会	社中学校	高校生以下500円 大学生・一般1,000円	加東市在住・在勤・在学 の方と連盟会員登録者	10月6日(金)	剣道連盟事務局 大久保 ☎090-3720-7278
パワー リフティング	11月5日(日) 10時~16時	スポーツ祭 ばかぢから	東条湖おもちゃ王国 屋外ステージ	無料	特になし	当日参加・ 見学可能	パワーリフティング協会 ☎・fax 38-7227
ゲートボール	11月15日(水) 予備日16日(木) 8時30分開始	第16回加東市 親善ゲートボール大会	社第1グラウンド	無料	兵庫県ゲートボール 連合会員	お問い合わせ ください。	ゲートボール協会 大野 ☎47-0728
バレーボール	11月19日(日) 9時~17時	加東市秋季 バレーボール大会	男子：滝野体育センター 女子：東条第1体育館・ 東条第2体育館	1チーム2,000円 ※協会登録チーム除く	男子：オープン 女子：協会登録チーム	10月29日(日)	バレーボール協会 小紫 ☎080-5337-4612
柔道	11月19日(日) 9時30分~16時30分	第12回加東市 柔道大会	社高校武道場	無料	協会が認めた者	10月9日 (月・祝)	柔道協会 中村 ☎090-3706-4123
テニス	11月23日(木・祝) 予備日26日(日) 9時開始	第12回加東市民 テニス大会 (ミックスタブルス)	社第2グラウンド テニスコート	1チーム2,000円 ※中高生のみ チームは無料	加東市在住・在勤・在学 の方と協会登録チーム	11月17日(金)	テニス協会 藤井 ☎090-3920-5061

◎申し込み・問い合わせは、直接、各協会役員までお願いします。

**手話通訳者養成  
ステップアップ講座**  
受講生募集

日時 11月2日から平成30年  
3月1日までの毎週木曜日  
19時~21時  
※11月23日・12月28日・  
平成30年1月4日を  
除く全15回。

会場 西脇市総合福祉セン  
ター 萩ヶ瀬会館  
(西脇市和布町277番地の1)

受講資格  
手話奉仕員養成講座基礎課  
程を修了した方または同程度  
の技術を有する方で、手話通  
訳者を目指している方  
定員 20人

※応募多数の場合は、加東市・  
西脇市・多可町に在住・在勤  
の方を優先します。

申込方法  
申込用紙に必要事項を記入  
のうえ、持参またはファック  
スで社会福祉課までお申し込  
みください。申込用紙は社会  
福祉課窓口にあるほか、市  
ホームページからもダウン  
ロードできます。

申込期限 10月20日(金)

○受講無料

申し込み・問い合わせ  
☎673-11493  
加東市社50番地  
福祉部社会福祉課(庁舎1階)  
☎43-0409

**滞納はさせない! 許さない!**  
10月から12月までは  
市税の滞納整理強化期間です

税金は、納税者のみなさん  
から、納期限内に自ら納めて  
いただくもので、納期限内に  
納付がない場合は『滞納』と  
なります。

滞納は、市の財政を圧迫し、  
市民サービスに悪影響をおよ  
ぼすだけでなく、税金を納付  
していただいている方々との  
公平性を欠くこととなります。  
このため、加東市では、滞納  
者に対し、財産(不動産・動  
産・預貯金・給与・生命保険  
等)の差し押さえをはじめと  
した滞納処分を徹底していま  
す。

納期限を過ぎても納付がな  
い場合は、電話・訪問または  
差押予告通知書で、納付の催  
告を実施します。それでもな  
お、納付がない場合、差し押  
さえを執行します。

差し押さえの執行前には、  
滞納者の財産を調査します。  
この調査は、法律に基づいた  
もので、滞納者の勤務先や取  
引先、金融機関等に対して実  
施します。勤務先などからの  
信用を失うなど、この調査に  
よって、滞納者に不都合・不  
利益が生じることがあります  
が、加東市は一切の責任を負  
いません。

滞納処分には、多くの時間  
と費用が必要です。これらの  
費用は、貴重な税金で賄われ  
ています。

全ての税金を、福祉・教  
育・環境・土木事業など、あ  
らゆる行政活動のための財源  
として有効活用できるように、  
税金の納期限は、必ず守って  
ください。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0398

**公的年金からの個人住民税の  
特別徴収制度について**

毎年4月1日において、65  
歳以上の年金受給者で個人住  
民税(市・県民税)の納付義務  
がある方は、原則公的年金等  
所得に係る個人住民税が、特  
別徴収(天引き)されます。

新たに特別徴収となる方は、  
年税額の2分の1を上半期  
(6月・8月)に普通徴収  
(納付書または口座振替)で  
納付いただき、年税額の2分  
の1を下半期(10月・12月・  
2月)に公的年金から特別徴  
収(天引き)させていただきます  
ます。(表①参照)

また、翌年度も引き続き特  
別徴収となる方は、上半期  
(4月・6月・8月)は前年  
度の公的年金等所得に係る個  
人住民税年税額の6分の1に  
相当する額を、下半期(10  
月・12月・2月)は、当該年  
度の年税額から上半期の徴収  
額を控除した残額の3分の  
1ずつを特別徴収させていただきます。(表②参照)

表① 特別徴収の開始年度

徴収区分	普通徴収		年金特別徴収		
	上半期		下半期		
期			10月	12月	2月
該当月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

表② 特別徴収の継続年度

徴収区分	年金特別徴収					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
期						
該当月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の公的年金 等所得に係る個人 住民税年税額の 1/6ずつ			年税額から仮徴収 した額を差し引い た額の1/3ずつ		

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

**兵庫県最低賃金が  
844円(時間額)  
に改正されました**  
平成29年10月1日から

問い合わせ  
兵庫労働局労働基準部賃金室  
☎078-367-9154

**狂犬病予防注射の  
接種はお済みですか?**

狂犬病は、人を含む全ての  
哺乳類が感染する病気で、有  
効な治療法はなく、感染・発  
症するとほぼ100%死に至  
ります。狂犬病の予防注射は、  
法令で義務づけられています。  
愛犬には、狂犬病の予防注射  
を受けさせましょう。

**接種案内をお届けします**

9月30日の時点で狂犬病予  
防注射を受けていない犬の飼  
い主には、10月上旬に接種の  
案内をお届けします。案内に  
従って、予防注射を受けさせ  
てください。

問い合わせ  
市民生活部生活課(庁舎1階)  
☎43-0502